

医療費控除を活用していますか？

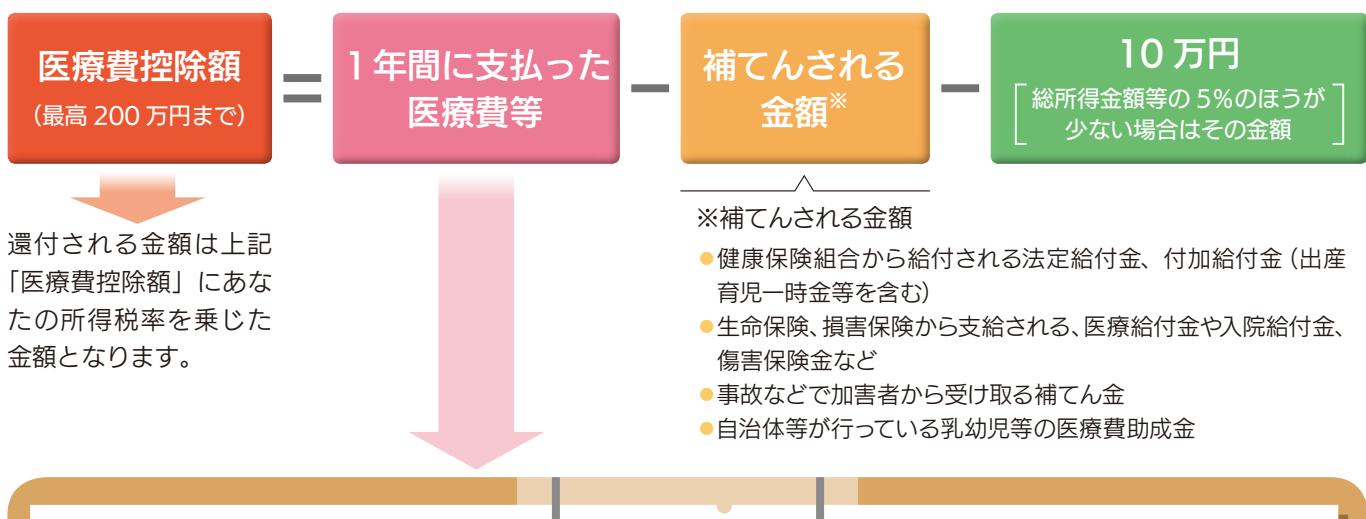
医療費控除とは？



本人または本人と生計を一つにする家族が、毎年1月1日～12月31日までに支払った医療費の自己負担の合計額が10万円超（総所得200万円未満の場合は所得の5%超）であれば、確定申告をすることにより、その年のあなたの課税対象所得額から控除することができます。

サラリーマン世帯では年末調整で確定した源泉所得税額が少なくなり、税の還付を受けられます。

医療費控除の計算式



医療費控除の対象になるもの

- 医療機関への支払い（診療代、入院時の部屋代など）
※自由診療（保険外診療）でも認められる場合があります。
- 治療または療養を目的とした医薬品の購入（市販薬含む）
- 出産費用（定期健診、通院費用含む）
- 介護費用（ケアプランに基づいた在宅介護費用）
- 介護老人保健施設への入所費、助産所の費用
- あんま、はり灸、マッサージ、柔道整復等の費用
(医師が必要と認めた治療目的の施術料)
- 義手、義足、松葉杖、義歯等の購入費用
(治療目的の装具類)
- 6ヵ月以上寝たきりの人のおむつ代
(医師が必要と認めたとき)
- 通院費（電車・バス等）
※タクシーは妥当性が認められるとき
- 医師等の送迎費
- 骨髄移植、臓器移植のあっせんに係る負担金

医療費控除の対象にならないもの

- ✗ 予防接種の費用
- ✗ 人間ドック、健康診断の費用
- ✗ 禁煙治療薬の購入費用
(処方箋なしで購入したもの)
- ✗ 美容整形、歯の矯正費用
- ✗ 病気予防のための医薬品、健康食品、ビタミン
剤等の購入費用
- ✗ 出産のための帰郷費用
- ✗ 治療を目的としないメガネ、補聴器などの購入
費用
- ✗ 通院に使ったマイカーのガソリン代、駐車場代、
道路料金
- ✗ 親族などに支払うお世話の謝礼
- ✗ 本人や家族の都合だけで個室に入院したときな
どの差額ベッド代